

学校いじめ防止基本方針

西尾市立佐久島小・中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どの学校でもすでに起きている問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくには、いじめ防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する慎重かつ速やかで誠実な対応」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切である。

学校は、家庭や地域、教育委員会、その他関係機関と連携して、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのための取組を、年間を通して展開し、児童生徒たち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができるよう努める。

2 いじめの定義

「西尾市いじめ防止基本方針」では法に準じ、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。例え、けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識する必要がある。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭をはじめとした全教職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

（１）「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い学校でのいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・対策委員会や職員会等で、日頃から気になる児童生徒について情報共有に努め、指導方針や具体的な指導方法等の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」を４月に保護者へ配付し、随時、学校だよりや情報交換を通していじめ防止の取り組み状況や児童生徒の現在の状況等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめの情報やいじめが予想される情報があつた場合は、児童生徒の感じる被害性に着目し、背景にある事情を含め調査を行い、正確な事実の把握に努めるとともに、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、常に全職員で検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、学校関係者（保護者、民生・児童委員、学校評価委員など）と情報共有したり、外部の専門家、関係機関と連携したりして対応する。

- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行い、再発防止に努める。

4 いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童生徒が教職員や友達との間に信頼関係を育むことを通して、互いに認め合い、共に成長していく学校づくりを進める。
- イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道德教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成、コミュニケーション能力の向上を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 長期休業中の事前や事後に指導を行い、長期休業中のいじめ防止に取り組む。
- カ 「西尾市の学校総点検の日」には、児童生徒一人一人のよりの確な現状把握に努め、いじめ防止に対する意識の高揚を学校全体で進める。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 全ての教職員が、いじめに対する共通理解をもち適切に対応できるよう、いじめ防止の対応事例等をもとに、研修等を通して資質の向上を図る。
- イ 児童生徒の様子を観察したり、会話や日記等の内容を把握したりする中で、気になる行動について、朝の職員打ち合わせや職員会、対策委員会等で情報交換をする。
- ウ いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- エ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見や相談を受けたら、またはその疑いがあるときには、直ちに「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を核として全職員情報を共有し対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や法務局等と連携して対応する。
- キ いじめが犯罪行為として取り扱われる場合、西尾市「学校警察連携制度」に沿って対処する。
- ク いじめが「解消している」状態に至った場合でも、双方の児童生徒を日常的に注意深く観察し再発防止に努める。

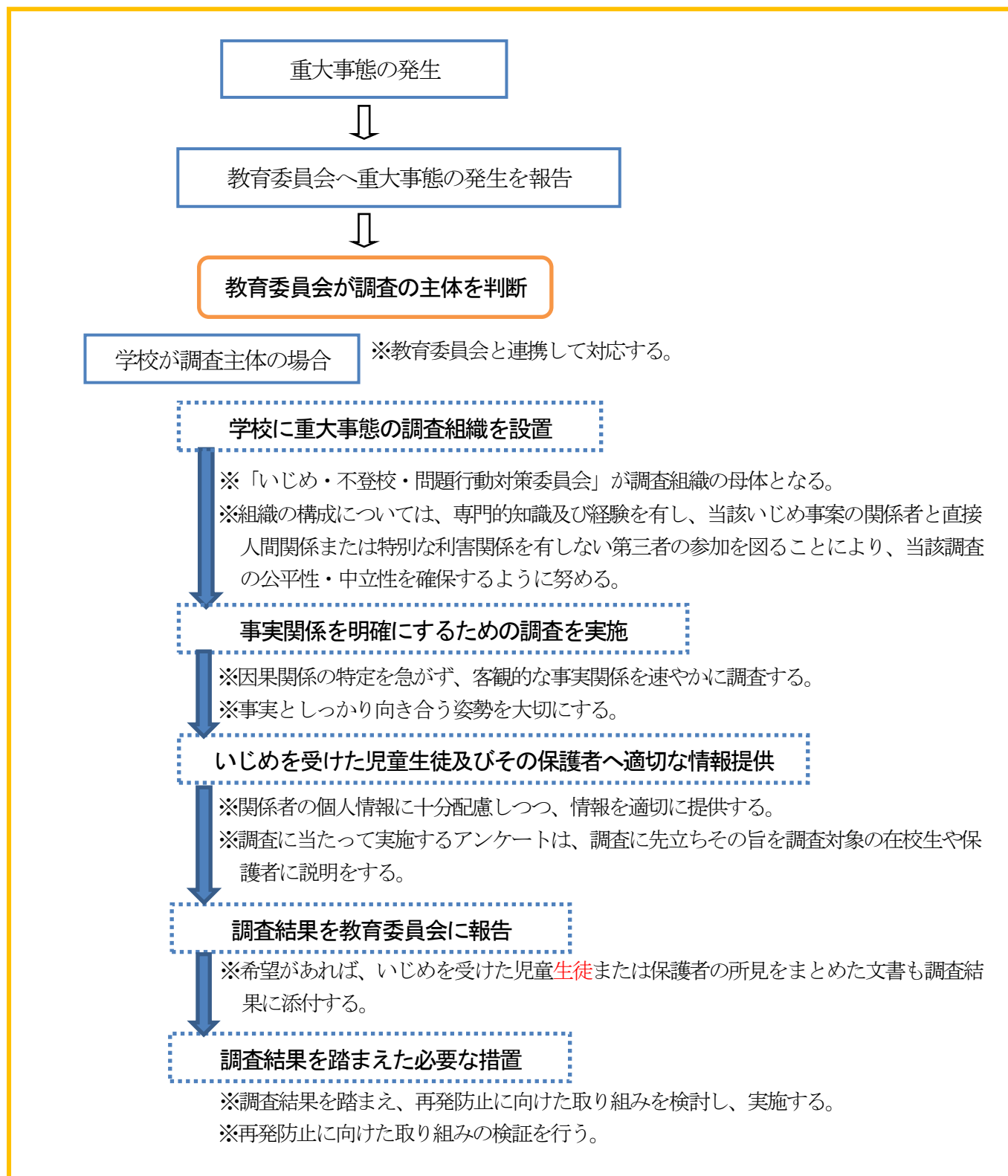
5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」(P 3)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCA サイクル (Plan→Do→Check→Action) で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7月、12月）し、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」や「学校評価委員会」でいじめに関する取り組みの検証を行う。

【重大事態対応フロー図】



<年間計画> ※平成30年度小学校版

		「いじめ・不登校・問題行動 対策委員会」	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○入学式・学級開き ○SCの児童と保護者への周知 ○保健指導（心と体の成長） ○春風給食	○いじめ相談窓口の児童と保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○ふれあい懇親会 ○家庭訪問
5月	D ↓	○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○島民ふれあい大運動会		○島を美しくつくる会総会
6月	↓	○教職員自己評価シート作成	○情報モラル指導（ネットモラル）	○教育相談週間	○食を考える会・学校保健委員会 ○学校評価委員会
7月	C ↓	○全教職員による「取り組み評価アンケート」の実施→検証	○七夕集会 ○海でゴーゴゴー	○生活に関するアンケート	○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート
8月	A ↓	○中間評価→検証 ○現職研修②（ケーススタディ）			
9月	P ↓			○身体測定	
10月	D ↓		○秋風給食		○学校評価委員会 ○PTA研修会・授業公開 ○食を考える会・学校保健委員会
11月	↓	○学校総点検日	○島民ふれあい学芸会	○教育相談週間 ○いじめアンケート	○ふれあい懇親会
12月	C ↓	○全教職員による「取り組み評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話・道徳授業） ○赤い羽根募金活動		○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート
1月	A ↓	○教職員自己評価	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○教育相談週間 ○生活に関するアンケート	
2月	P ↓		○節分集会		○学校評価委員会
3月	へ	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会 ○卒業証書授与式		○学校評価アンケートの保護者・地域への開示
通年		○対策委員会は、毎月実施	○集会での校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の実践	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○朝の会でのスピーチ ○毎日の日記	○学校だよりの全戸配布 ○子どもたちの活動写真を渡船場へ掲示

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

＜年間計画＞ ※平成30年度中学校版

		「いじめ・不登校・問題行動 対策委員会」	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き ○春風給食（異年齢ふれあい活動）	○身体測定	○家庭訪問 ○授業参観
5月		○現職研修①「生徒理解と学級づくり」	○情報モラル指導 ○島民ふれあい大運動会（応援合戦・ソーラン）	○K J Qマトリックス調査	○島を美しくつくる会総会
6月			○修学旅行（中学3年） ○職場体験学習（中学2年） ○福祉体験学習（中学1年） ○保健指導（心と体の成長）	○「1学期生活に関するアンケート（いじめアンケート）」 ○身体測定	○学校関係者評価委員会① ○海岸清掃
7月		○全教職員による「いじめアンケート」の結果検討	○都市体験学習（異年齢ふれあい活動）	○教育相談週間	○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート
8月					
9月				○身体測定	
10月		○現職研修②「生徒の問題行動の予防と対応」	○秋風給食（異年齢ふれあい活動）		○授業公開 ○学校関係者評価委員会②
11月			○島民ふれあい学芸会（全校合唱・パフォーマンス） ○保健指導（命の大切さ） ○学校総点検の日	○身体測定	
12月		○全教職員による「いじめアンケート」の結果検討	○人権教室 ○赤い羽根募金活動	○「2学期生活に関するアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート
1月				○身体測定	○授業参観
2月			○3年生を送る会	○「3学期生活に関するアンケート（いじめアンケート）」 ○K J Qマトリックス調査 ○身体測定	○学校関係者評価委員会③
3月		○全教職員による「いじめアンケート」の結果検討	○卒業証書授与式	○教育相談週間	
通年		○マイいっぽによる生徒情報の収集と打合せでの共有	○集会における校長講話 ○道徳教育、心の教育の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○生活記録の点検	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

いじめ防止対策組織図

西尾市立佐久島小・中学校

別に定めた「学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめ防止対策のための組織を設けている。

